

個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）の素案について（概要説明資料）

秋田県総務部
広報広聴課

1 概要

個人情報保護法の改正により、各機関で根拠法令が異なっていた個人情報保護制度は、令和5年4月1日から改正法の下に一元化され、その所管は国の個人情報保護委員会となる。

これを受けて、本県の個人情報保護条例を廃止し、改正法で条例による規定が必要とされた事項及び規定を置くことが認められた事項を定める個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）を制定する。

■改正法の趣旨

個人情報保護法制の一元化

- ・「個人情報」の定義、行政機関等における個人情報の取扱い、開示請求等の手続の統一
- ・個人情報保護委員会による監督・監視、制度運用の一元化

個人情報保護制度の見直し

	制度の対象	根拠法令	所管
改 正 前	国行政機関	行政機関個人情報保護法	総務省
	独立行政法人等	独立行政法人等個人情報保護法	
	地方公共団体等	個人情報保護条例（団体ごと）	各地方公共団体
	民間事業者	個人情報保護法	個人情報保護委員会

法律を1つに統合

改 正 後	国行政機関	個人情報保護法	個人情報保護委員会
	独立行政法人等		
	地方公共団体等		
	民間事業者		

■法改正による個人情報保護制度の主な変更点

○「個人情報」の定義、取扱いの統一

大規模災害時等において、地方公共団体間での統一的な安否不明者の氏名等の公表により、効率的な救助・捜索活動が可能となる。

○開示請求手続

任意代理人からの請求や郵送による請求が可能となる。

○安全管理措置

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合、個人情報保護委員会への報告や本人への通知が義務化される。

2 施行条例の主な規定内容

条例による規定が必要とされた事項等について、規定内容を次のとおりとする。

○個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務について、現行条例と同様、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成・公表する。

○開示決定等の期限

開示決定等の期限は、改正法の規定を短縮して現行条例と同様とする。

改正法	原則 30日以内	延長 30日以内 計60日以内
施行条例	原則 15日以内	延長 30日以内 計45日以内

○開示請求に係る費用の負担（必須）

文書の写し等の交付に係る費用（コピー代等）は、現行条例と同様、開示請求者の負担とする。

○行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（必須）

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、政令で定める額（国の手数料）と同額とする。

〔手数料の積算方法〕

21,000円+作成時間（職員の工数）1時間当たり3,950円+委託料（作成を外部委託する場合）

3 その他

次の事項については、施行条例で規定しないものとする。

○条例要配慮個人情報

- ・改正法で定める要配慮個人情報（※）とは別に、地域の特性その他の事情から特に配慮を要するものを条例要配慮個人情報として規定することが認められた。
- ・地域の特性等が認められないことなどから、規定を置かないこととする。

※要配慮個人情報：本人に対する不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要するもの。人種、信条、病歴、犯罪歴等。

○死者に関する情報の取扱い

- ・改正法において「個人情報」は、生存する個人に関する情報に限定されたことから、死者に関する情報について規定を置くことは認められていない。
- ・なお、死者に関する情報が、生存する遺族等の個人情報にも当たる場合（相続財産など）は改正法の対象となるが、その適用については個別具体的に判断する必要があるため、その判断の指針を要綱等で定めることとする。

4 改正スケジュール

- 令和4年10月 秋田県個人情報保護審査会の意見聴取、パブリックコメント
12月 県議会へ条例案提出
令和5年 1月 個人情報保護委員会へ条例の届出
4月 条例施行